

墨田区こども条例（案）概要

1 制定理由

こどもの大切な権利を守るとともに、こどもの権利等に関する考え方を区全体で共有することで、地域社会全体でこどもの健やかな成長を支えていくため、新たに条例を制定する。

2 主な制定内容

(1) 目的

この条例は、こどもの大切な権利を守っていくために、その基本となる考え方を区全体で共有し、こどもとこどもに関わる全ての人が、こどもにとって最も良いことは何かを考え、行動することで、「笑顔あふれる、こどもの最善の利益を優先するまちすみだ」を実現することを目的とします。

(2) 言葉の意味

ア こども 区内に在住し、在学し、在勤している人などで、心身の発達の過程にある人をいいます。

イ 保護者 親などのこどもを養育する人をいいます。

ウ 区民等 区内に在住し、在学し、在勤している人、区内の町会・自治会、子育てを支援する団体、地域団体や区内において事業活動を行う事業者などをいいます。

エ 育ち学ぶ施設 区内にある保育所、幼稚園、学校、児童館、公園などのこどもが育ち、学び、活動するために利用する施設をいいます。

(3) 基本理念

「笑顔あふれる、こどもの最善の利益を優先するまちすみだ」の実現に当たり、8つの基本理念を規定します。

ア 全てのこどもについて、個人として尊重され、基本的人権が保障され、差別を受けないこと。

イ 全てのこどもについて、適切に育てられ、生活を保障され、愛され保護されることなどの福祉に関する権利が等しく保障されること。

ウ 全てのこどもについて、教育を受ける機会が平等に与えられること。

エ 全てのこどもについて、年齢と発達の程度に応じて、意見を表明する機会や社会的活動に参画する機会が確保されること。

オ 全てのこどもについて、年齢と発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

カ 子育てに夢を持ち、子育ての喜びを実感することができる社会環境を整備すること。

キ 地域社会全体でこどもの育ちを支えること。

ク こどもの声を聴き、こどもとの対話を大切にすること。

(4) こどもの大切な権利

基本理念に基づき、次の5つの権利が守られるよう努めます。

- ア 守られる権利
- イ 自分らしく育つ権利
- ウ 愛される権利
- エ 教育を受ける権利
- オ 意見を表明し、参画する権利

(5) 各主体の役割

保護者、区民等、育ち学ぶ施設の関係者のそれぞれの役割を規定します。

(6) 区の責務と支援の方針

こどもの大切な権利を守るため、区は、次の方針に基づき、こどもに関する施策を総合的に実施するとともに、保護者、区民等、育ち学ぶ施設の関係者、東京都、国などと連携し、こどもの最善の利益を優先するまちづくりを推進します。

- ア こどもへの支援の方針
- イ 保護者や子育て家庭への支援の方針
- ウ 区民等への支援の方針
- エ 育ち学ぶ施設への支援の方針

(7) こどもの意見表明と地域社会への参画など

区は、次に掲げる機会を確保し、こどもの権利の普及に努めます。

- ア こどもが自分の意見を表明しやすい環境づくりを行い、地域社会へ参画する機会を確保します。
- イ こどもが自らの創造力を広げ、その可能性を最大限に発揮することができるよう、多様な学びの場を拡充するとともに、こどもの体験の機会を確保します。
- ウ 区は、この条例に定めるこどもの権利について、こども、保護者、区民等が学び、理解することができるよう普及に努めます。

(8) 推進計画の策定及び財政上の措置

区は、基本理念に基づき、こどもに関する施策を総合的に推進するための計画を定め、当該施策を推進するため必要な財政上の措置を行うよう努めます。

3 施行期日

令和7年4月1日